公益社団法人　伊豆の国市シルバー人材センター地域班編成要領

（目的）

第１条　この要領は、公益社団法人伊豆の国市シルバー人材センター（以下「センター」という。）の事業活動を推進するため、地域班を編成して会員相互の連帯意識と親睦を基調に会員の緊密な連絡体制を整え積極的に意欲をもって事業効果を高めるとともに、地域の発展に貢献することを目的とする。

（活動）

第２条　地域班の活動は次の各号に定めるところによる。

(1) 会員相互の連絡、協調及び親睦に関すること。

(2) センターから会員への情報（通知、会報等）の連絡および配布に関すること。

(3) 会員からの意見、要望等の連絡に関すること。

(4) その他センター運営の活性化に関すること。

（編成）

第３条　地域班の編成は概ね１０名とし別表のとおりとする。ただし、それによりがたいときは、地域班を見直しすることができる。

（班長）

第４条　地域班に班長を置く。

(1) 班長は、地域班の会員の相互により選出する。

(2) 班長の任期は２年とする。ただし、再任することができる。

（班長活動費）

第５条　班長が第２条に掲げる地域班の活動を遂行した場合に班長活動費を支給する。ただし、支給する地域班については理事長が決定する。

２　前項の支給額は、一人年間3,000円を限度とし、年度途中での交代した者は月割りとする。

（班長会議）

第６条　適正就業委員会委員長は必要に応じ班長会議を開催することができる。

（委任）

第７条　この要領の施行に関し、必要な事項は理事長が定める。

附　則

（施行期日）

この要領は、平成２５年４月１日より施行する。

（施行期日）

この要領は、平成２７年１１月６日より施行する。

別表

地域班編成表

班　別	地　　域	会　員　数
１　班		
２　班		
３　班		
４　班		
５　班		
６　班		
７　班		
８　班		
計		人